

平成22年3月19日

## 住宅リフォームに関する消費者支援策について

昨今、住宅リフォームに関して、ずさんな工事や過大な工事費用の請求等による消費者トラブルが後を絶ちません。

その中で、3月8日から窓の断熱改修等の「エコリフォーム」等を対象にして、様々な商品やサービスと交換できるポイントを発行する、「住宅エコポイント制度」の申請受付が始まりました。

このような状況を踏まえ、日本弁護士連合会の協力を得て、住宅リフォームによる消費者被害の防止を図るための新たな取り組みを開始することとしましたので、お知らせいたします。

### 1. リフォーム瑕疵保険

消費者が安心してリフォーム工事を行えるよう、建築士による検査と保証がセットになった、住宅瑕疵担保履行法に基づくリフォーム瑕疵保険を整備するとともに、保険に加入している工事業者のリストを公開し、消費者が工事業者を選択する際の参考とする。

### 2. リフォーム見積相談制度（4月1日から）

（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて、工事業者から提示された見積に関する無料相談を受け付ける。

### 3. 弁護士等による無料の専門家相談制度（4月1日から）

消費者の求めに応じて、全国各地の弁護士会で弁護士や建築士が無料で対面の相談を受け付ける。

これらの取り組みを、消費者向けにまとめたリーフレット（別添）を活用して周知いたします。さらに、消費者庁の協力も得つつ全国の消費生活センターにおいても情報提供を行う予定であり、トラブルの絶えない住宅のリフォームについて一層の消費者保護に努めてまいります。

(連絡先)	国土交通省住宅局住宅生産課	課長補佐 南津 和広
	連絡先	5253-8111 (内線39-414)
		5253-8510 (直通)

# 住宅のリフォームをお考えの皆様へ

## 以下のようなトラブルが多発しています

- 経験のない工事業者がリフォーム工事を請け負って、ずさんな工事を行う。
- 本来必要のない工事が必要と言われて高額な工事費用が請求される。
- 契約を結んでから追加工事が必要だと言われ、工事費用が大幅に増える。

## 消費者の皆様のお役に立つ制度が4月からスタートします！

### ◆リフォーム<sup>かし</sup>瑕疵保険

- リフォーム工事に欠陥が見つかった場合の修理費用をまかなうための保険がご利用いただけます。工業者が倒産した場合でも保険金を受け取れます。
- 保険は、国土交通大臣から指定された住宅専門の保険会社（保険法人）が、建築士による現場検査を行った上で引き受けます。
- 加入手続きは工業者が行いますので、保険をご希望の場合は、契約前に工業者に確認してください。

リフォーム<sup>かし</sup>瑕疵保険を取り扱う保険法人（平成22年3月19日現在）

・（株）日本住宅保証検査機構 03-3635-3655

### ◆リフォーム見積相談制度

- （財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターで、お考えのリフォームや工業者から提示された見積に関する相談を無料でお受けします。

### ◆住宅リフォームに関する弁護士や建築士による無料の専門家相談制度

- 最寄りの弁護士会で、弁護士と建築士が対面の相談を無料でお受けします。
  - まずは（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談ください。
- ※住宅性能評価を受けた住宅又は住宅瑕疵担保責任保険に加入している住宅であれば、リフォームに関することに限らず無料の専門家相談がご利用いただけます。

（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター リフォーム相談専用番号

03-3261-4568

10時～12時、13時～17時  
（土日休日を除く）

※お電話される際は、番号のかけ間違いのないよう十分にご注意ください。



国土交通省